

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.026

処 分 名	危険物施設の許可取消、使用停止命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所において、許可を受けないで位置、構造又は設備を変更した場合や、完成検査を受けないで使用した場合又は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置等の措置命令などに違反した場合は、許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の2第1項
処 分 基 準	◎製造所、貯蔵所又は取扱所において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 ・許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したと認めること。 ・完成検査を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したと認めること。 ・製造所、貯蔵所又は取扱所の位置等の措置命令に違反したと認めること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■消防法

第12条の2第1項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第11条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

- 一 第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。
- 二 第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。
- 三 前条第2項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 五 第14条の3の2の規定に違反したとき。